

大阪市告示第1678号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年12月4日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和6年12月18日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路線名	除却実施場所	物件
城東区第677号線	城東区東中浜1丁目3番先	ごみ箱（鉄製）

（建設局総務部管理課）